

木曽岬町 都市計画マスタープラン

安全・安心な暮らしを守り
きずなを深め
活力ある都市と豊かな自然が共生するまち

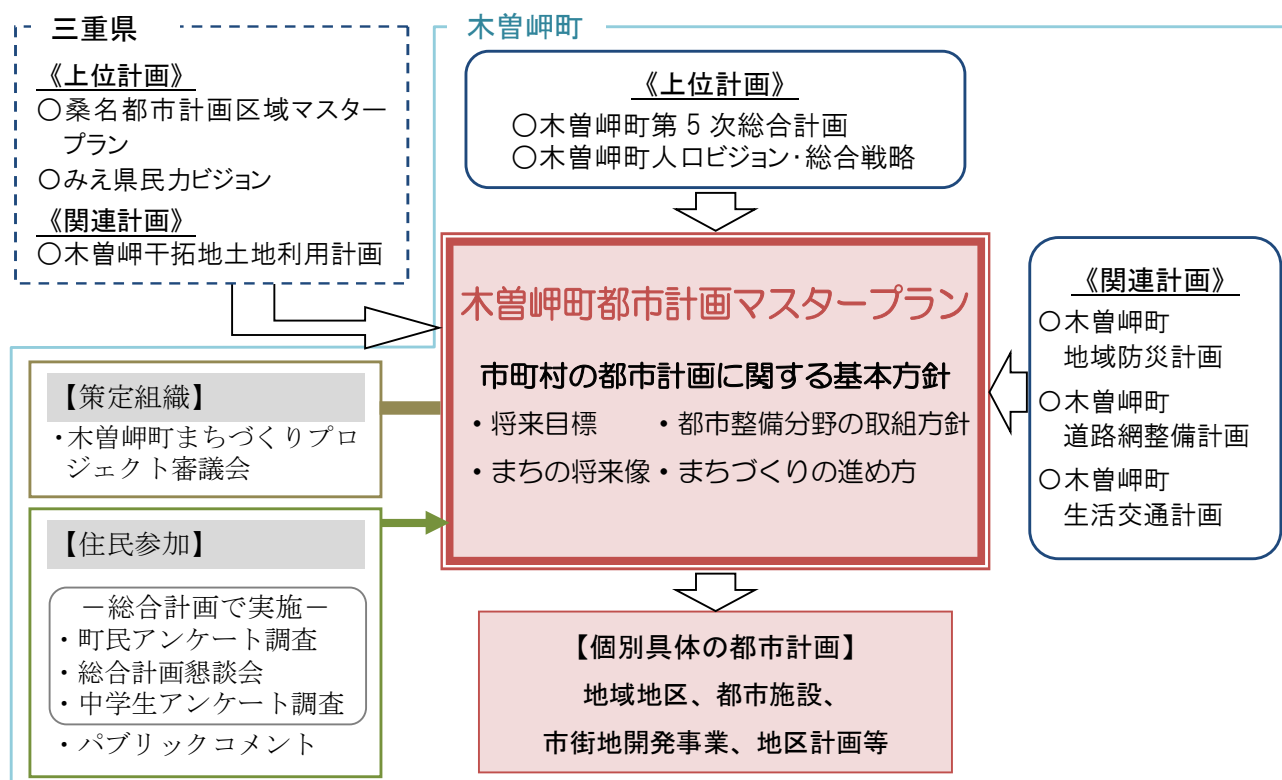


I 都市計画マスタープランについて

① 都市計画マスタープランの位置づけ

(1) 都市計画マスタープランの位置づけ

木曽岬町都市計画マスタープランとは、都市計画法第 18 条の 2 に示される「市町村の都市計画に関する基本的な方針」となるものであり、木曽岬町第 5 次総合計画等の上位計画を踏まえ、本町における都市の将来像や土地利用などの基本的な方向性を明らかにします。また、まちづくりの方針を定めることにより、町におけるまちづくりの総合的な指針となります。



(2) 都市計画マスタープランの役割

① 実現すべき具体的な都市の将来像を示す

これからの本町のまちづくりについて、町民に分かりやすい表現で、実現すべき具体的な都市の将来像やまちづくりの方針を明らかにします。

② 個別具体的な都市計画の決定・変更の指針となる

都市計画を決定・変更する際の指針となるもので、土地利用、都市施設、地区計画などの具体的な個別の都市計画について、相互の調整を図ります。

③ 町民や事業者の理解、具体の都市計画の合意形成を図る

まちづくりの将来像を、住民、事業者、行政が共通の目標として共有することにより、住民、事業者の都市計画に対する理解を深め、各種の都市計画関連施策への合意形成や事業への参画を容易にします。

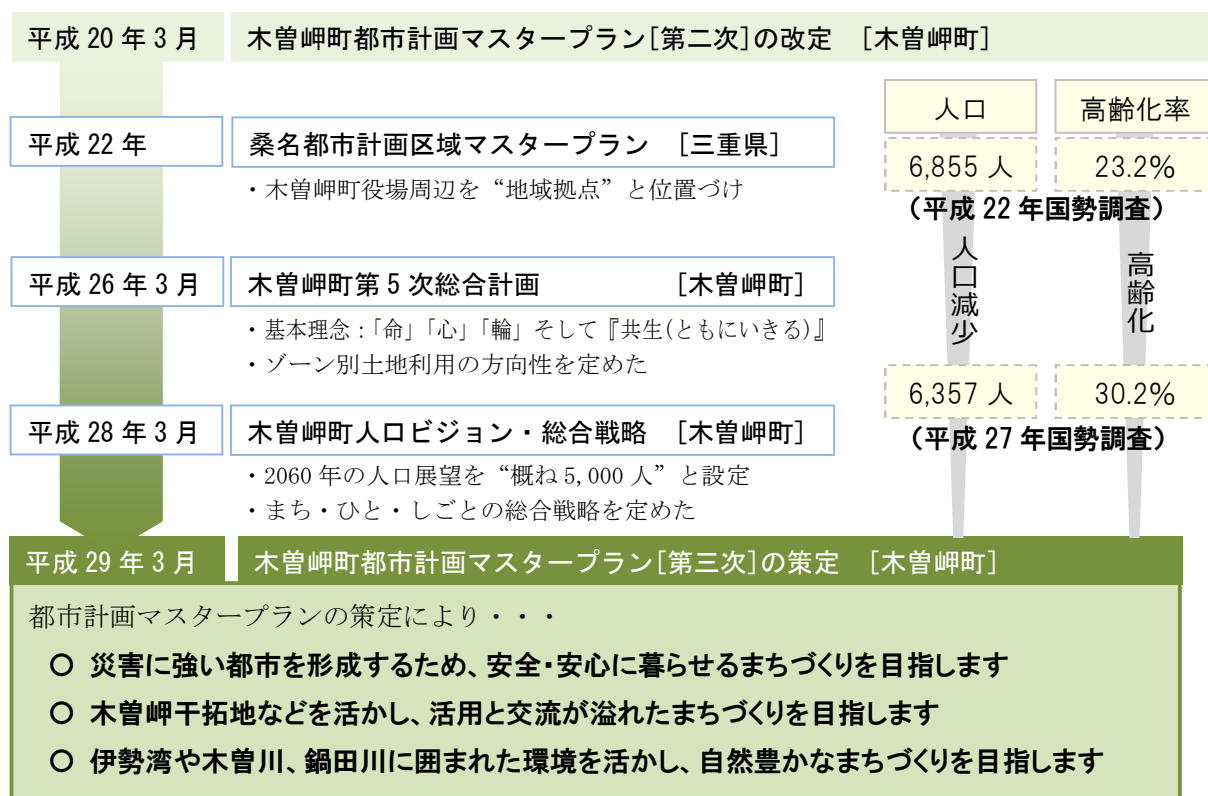
② 都市計画マスタープラン見直しの背景

平成 20 年 3 月に策定した第二次の都市計画マスタープランから概ね 9 年が経過しようとするなか、人口減少や本格的な高齢化社会の到来、大規模災害の発生の懸念など、都市を取り巻く環境が大きく変化してきました。

そのような中で、本町では平成 26 年 3 月に「木曽岬町第 5 次総合計画」、平成 28 年 3 月に「木曽岬町人口ビジョン・総合戦略」が策定され、新たなまちづくりの目標や方向性が示され、三重県においては、「桑名都市計画区域マスタープラン」が平成 22 年に策定されました。

また、木曽岬干拓地においては平成 26 年 12 月にメガソーラー事業が開始されたとともに、都市的土地利用への移行に向け、事業が進んでいます。さらに、木曽岬町役場は、機能的で災害に強く、新たな交流を生む中心施設として、複合型施設が平成 28 年 11 月に一部供用を開始しました。

このような変化を受け、現行都市計画マスタープランの検証を踏まえ、時流を的確に捉えた都市計画マスタープランを策定する必要があります。



③ 都市計画マスタープランの目標年次と対象範囲

平成 29 年度を初年度として、概ね 20 年後を目標年次（平成 49 年）とし、木曽岬町第 5 次総合計画などの各種計画との整合を図るため、適宜見直しを行うこととします。

本町は町域全域が都市計画区域に指定されており、町全体の発展を考えた場合、自然環境の保全や交通網の整備など、市街地と農地部を一体的に捉え、検討する必要があります。そのため、木曽岬町都市計画マスタープランは、木曽岬町全域を対象範囲とします。

Ⅱ 本町の現状

① 上位・関連計画

都市計画マスタープランに関連する計画の整理を行いました。以下に抜粋を示します。

上位・関連計画	内容（抜粋）
木曽岬町 第5次総合計画 【H26年3月】	○土地利用の方向性は以下のとおりとされている ・新たな住宅用地や工業用地を確保するために、新市街地の形成 ・生活サービスを提供する商業地等の集積を図り、コンパクトで便利な居住地域の形成 ・木曽岬干拓地において、メガソーラー事業を契機に、新たな都市的土地利用の実現をめざす ○「居住ゾーン」「商業・工業ゾーン」「農業ゾーン」「開発整備ゾーン」「河川・水域」の土地利用の方向性を明示（下図参照）
木曽岬町人口 ビジョン・総合戦略 【H28年3月】	○将来の目標人口を2060年（平成72年）時点で、“概ね5,000人”と設定 ○目指すべき将来の3つの方向性は以下のとおりとされている ・中学生が、若い女性が、定年を迎えた人がずっと住み続けたいと思えるまち ・町内で働いても、町外で働いても、どちらでも暮らしやすいまち ・人との出会いや地域間の連携・交流が盛んなまち
桑名都市計画区域 マスタープラン 【H22年】	○木曽岬町役場周辺を、日常サービス機能の維持・集約を図ることで地域コミュニティの維持・増進を促進し、良好な居住環境の創出及び定住人口の維持を図る『地域拠点』と位置づけている
木曽岬干拓地 土地利用計画 【H26年】	○伊勢湾岸自動車道以北は、段階的に都市的土地利用に移行する ○メガソーラー事業が行われている新エネルギーランド以南は、運動広場、農業体験広場、自然体験広場として北側より順次施設整備を行う

～木曽岬町第5次総合計画～

「暮らしを守り 豊かな心と活力を育む きずな深めるまち」



■土地利用構想図

ゾーン別の土地利用の方向

①住居ゾーン

- ・定住人口を確保するため、住宅団地の再生や未利用の住宅地の活用を図るとともに、既存の住宅地と連担する地区において新たに住宅地の確保を図ります。
- ・安全・安心、快適に生活できるよう、輪中堤に沿って災害に強い生活道路や防災機能等を備えた公園などを充実するなど、良好な居住環境を形成します。

②商業・工業ゾーン

- ・国道23号の沿線地区において、商業地等の形成を図ります。
- ・既存の工業地と商業地を連携した地区や、鍋田川沿いにおいて工業立地を促進するとともに、工業用地の拡大を図ります。

③農業ゾーン

- ・生産性の高い農業の振興を図るとともに、無秩序な農地転用を抑制し、農地の保全を図ります。

④開発整備ゾーン

- ・木曽岬干拓地においては、伊勢湾岸道路北側における公共的利用が開始されたストックヤード及び野外広場の都市的土地利用の開発整備計画の策定とその実現を関係機関とともに進めます。
- ・また、新エネルギーランド以南における開発整備の方向について検討を進めます。

② 現況整理

本町のまちづくりの現況整理を行いました。以下に抜粋を示します。

自然環境

- ◆町域は南北に細長く、町域のほとんどが海拔ゼロメートル地帯
- ◆ほぼ全域が津波浸水想定区域で、標高が高い地域を除き、津波浸水深は3.0m以上と想定

人口動向

- ① 人口
 - ◆人口は平成7年をピークに減少し、平成27年時点で6,357人
 - ◆高齢化率は平成27年時点で30.2%であり、今後さらに高齢化が進行すると予想
- ② 産業等の人口
 - ◆通勤・通学流動は流入と比較し、流出が大幅に多く、特に名古屋市や弥富市への流出が多い

土地・建物利用

- ◆木曽岬町役場周辺は、桑名都市計画区域マスタープランにより『地域拠点』に位置づけ
- ◆木曽岬干拓地のうち伊勢湾岸自動車道北側においては、公共的利用が開始、南側においては、国内有数規模のメガソーラー事業が開始。南側においては、木曽岬干拓地土地利用計画が策定され、都市的土地利用へのスムーズな移行を想定した運動広場が整備される予定
- ◆市街化区域内に農地や遊休土地など、小規模ではあるが未利用地が点在

産業

- ◆工業は事業所数、従業者数ともに近年は減少傾向
- ◆製造品等出荷額は平成19年までは増加傾向を示していたが、平成19年以降は概ね横ばい傾向

都市基盤

- ① 道路
 - ◆町内の幹線道路網は、東西軸は国道23号、南北軸は県道木曽岬弥富停車場線
 - ◆伊勢湾岸自動車道が町南部に整備されており、弥富市との町境に弥富木曽岬ICが整備
- ② 公共交通
 - ◆町内に鉄道はなく、自主運行バスが2路線運行し弥富駅とネットワーク
- ③ 公園・緑地
 - ◆公園は小規模なものが多く、都市計画緑地であるグルービーパーク木曽川が町北部に整備
- ④ その他
 - ◆堪水防除事業が進められ、排水路・排水機場の適切な配置による排水対策を実施

住民意向

- ◆町民アンケートでは、「公園・緑地の整備」や「景観や環境美化」、「調和のとれた土地利用の推進」の施策に対する不満割合が高い
- ◆町民の満足度が低く、重要度が高いとされている施策は「若者の定住促進」や「計画的な行財政運営の推進」

③ 現行都市計画マスタープランの検証

平成20年3月に策定した都市計画マスタープランに掲げた整備方針に基づき、様々な取組みを実施してきました。以下に検証結果を示します。

❖ 方針とおり進捗している

防災については、堤防、水路、ポンプ施設等の耐震化・機能充実等の施設の整備が進んでいるとともに、自主防災組織の創設や防災訓練の開催など、ソフト施策も大きく展開されています。

基盤整備では、町民の日常の買い物の便に資する商業地の拡大による商業施設が誘致、県道木曽岬弥富停車場線の国道23号以南の区間の整備、町道の改良工事や安全施設対策が行われたほか、移動利便性の向上として、自主運行バスにて町内各地から弥富駅までのバスネットワークが整備され、公共交通におけるアクセス利便性が確保されました。

町内全域において、下水道（市街地：公共下水道事業、市街化調整区域：農業集落排水事業）の整備が完了しており、その維持・管理が図られています。



❖ 方針に向け進捗中である

役場周辺においては、地域コミュニティの核となり防災機能を備えた複合型施設の整備が進んでいるほか、更なる防災機能の強化として、河川防災ステーションの整備が進んでいます。

そのほか、木曽岬干拓地では、土地利用計画が策定され、新エネルギーランドの建設や野外広場としての活用など、都市的土地利用に向けた事業が進捗しています。



❖ 方針とおり進捗していない

目標人口が達成されず、人口減少傾向が続くなかで、計画的な低層住宅地の拡大や専用住宅地の拡大が達成されませんでした。

また、町の活性化に向けた中央玄関口に位置づけられている国道23号沿道等の工業系市街地の拡大が実現できていない状況です。

さらに、県道木曽岬弥富停車場線の国道23号以北の区間の整備や名古屋第3環状線へのアクセス道路の整備、及び公園・緑地の方針に対する整備等の都市施設の整備が進んでいない状況です。



Ⅲ 全体まちづくり構想

① まちづくりの課題

本町のまちづくりを進める上で、取り組むべき課題は以下のとおりです。課題はまちづくりの3つの目標別に整理しています。

課題	目標	
○自主防災組織の活動の強化や避難訓練などのソフト防災事業の推進が必要	【目標1】 安全・安心・快適に暮らせるまちづくり	安全 安心
○津波避難タワーや防災ステーション、避難所や避難路などの防災基盤の機能強化が必要		
○高潮対策や地震・津波対策に向けた河川堤防の機能強化が必要		
○排水施設の適正な維持管理や機能の強化、長寿命化等を図ることが必要		
○安全な歩行空間の整備・維持が必要		
○複合型施設を核としたコミュニティの拠点づくりが必要	【目標2】 広域交通のポテンシャルを活かした活力と交流のまちづくり	快適
○町民の買い物利便確保のための商業の拠点づくりが必要		
○町民の日常生活を支える道路ネットワークの充実が必要		
○町民の日常的な足となるバス交通の利便性向上が必要		
○地域が主体となった公園の維持管理が必要		
○上下水道の長寿命化や安定した上水の供給確保等が必要		
○公共施設の維持管理や長寿命化を図ることが必要		
○南北道路軸の強化や広域道路との連携強化が必要		
○伊勢湾岸自動車道弥富木曾岬ICや名古屋第3環状線へのアクセス強化が必要		
○若者が定着する働く場づくりが必要		
○若者の定住環境づくりが必要	【目標3】 水と緑と田園が織りなす自然豊かなまちづくり	交流
○既存住宅地の環境保全や住宅地の拡大が必要		
○魅力ある商業地の形成と町の玄関口づくりが必要		
○立地ポテンシャルを活かした工業地の形成が必要		
○木曾岬干拓地の都市的土地利用の早期実現が必要		
○水質の浄化と河川環境整備の推進が必要		
○河川の親水・親緑空間や親水景観の保全・整備が必要	【目標3】 水と緑と田園が織りなす自然豊かなまちづくり	環境
○公園・緑地やレクリエーション施設の整備が必要		
○良好な生活環境の維持や優良農地の保全が必要		
○桜並木を活かした景観保全や農業景観の継承・保全が必要		
○輪中の風土・景観の保全が必要		景観

② まちづくりの理念と目標

木曽岬町第5次総合計画の理念と本町のまちづくりの課題と方向性を踏まえ、まちづくりの基本理念を以下のとおりとします。また、3つの目標を設定し、目標ごとにまちづくりの方向性を示します。

＜木曽岬町のまちづくりの理念＞

～安全・安心な暮らしを守り きずなを深め 活力ある都市と豊かな自然が共生するまち～

目標1：安全・安心・快適に暮らせるまちづくり

水を治める努力により、輪中の町を築きあげてきた祖先の意志を継承し、町の人々が助け合い、災害に強く安心・安全で、快適に暮らせるまちづくりを進めます。

安全・安心

- ◆自主防災組織の活動の強化や避難訓練などのソフト事業の推進と行政、企業、町民等が連携する防災体制の強化
- ◆輪中堤防の機能強化、津波避難タワーや水防センター、避難所の整備等による地震や津波、洪水に強いまちづくりの推進
- ◆地域の防災およびコミュニティの拠点となる複合型施設の充実・活用
- ◆安全な歩行空間の整備・維持の推進

快適

- ◆町民の日常の買い物の利便性を高める商業拠点の充実
- ◆町民が相互に生活を支え合い、きずなを深めることができる役場周辺でのコミュニティ拠点の形成・強化
- ◆県道木曽岬弥富停車場線及び主要町道等による道路ネットワークの整備・充実
- ◆クルマに頼らなくても誰でも安心して利用できる公共交通の充実
- ◆安定した上水の供給や下水道の維持・保全のための耐震化、長寿命化等の推進
- ◆公園・緑地やレクリエーション施設、既存公共施設の維持・管理・利用促進

目標2：広域交通のポテンシャルを活かした活力と交流のまちづくり

伊勢湾岸自動車道や国道23号などの広域道路ネットワークや、木曽岬干拓地が本町の発展の可能性を高めています。そのため、これらポテンシャルを活かした活力と交流が溢れたまちづくりを進めます。

交流

- ◆伊勢湾岸自動車道弥富木曽岬IC、名古屋第3環状線及び国道23号と町内の道路ネットワークの連携強化
- ◆南北軸となる木曽岬弥富停車場線バイパスの整備促進

活力

- ◆若者が定住したくなる既存住宅地の居住環境の維持・改善と、新たな住宅地の整備の促進
- ◆町内の若者が町内で働く場の創出
- ◆木曽岬干拓地の産業拠点・新エネルギー拠点等としての活用
- ◆町の顔としての中央玄関口の形成と魅力ある商業地の形成
- ◆工業地の拡大・整備の推進

目標3：水と緑と田園が織りなす自然豊かなまちづくり

伊勢湾、木曽川、鍋田川に囲まれた、水と緑と田園が織りなす自然豊かなまちづくりを進めます。

環境

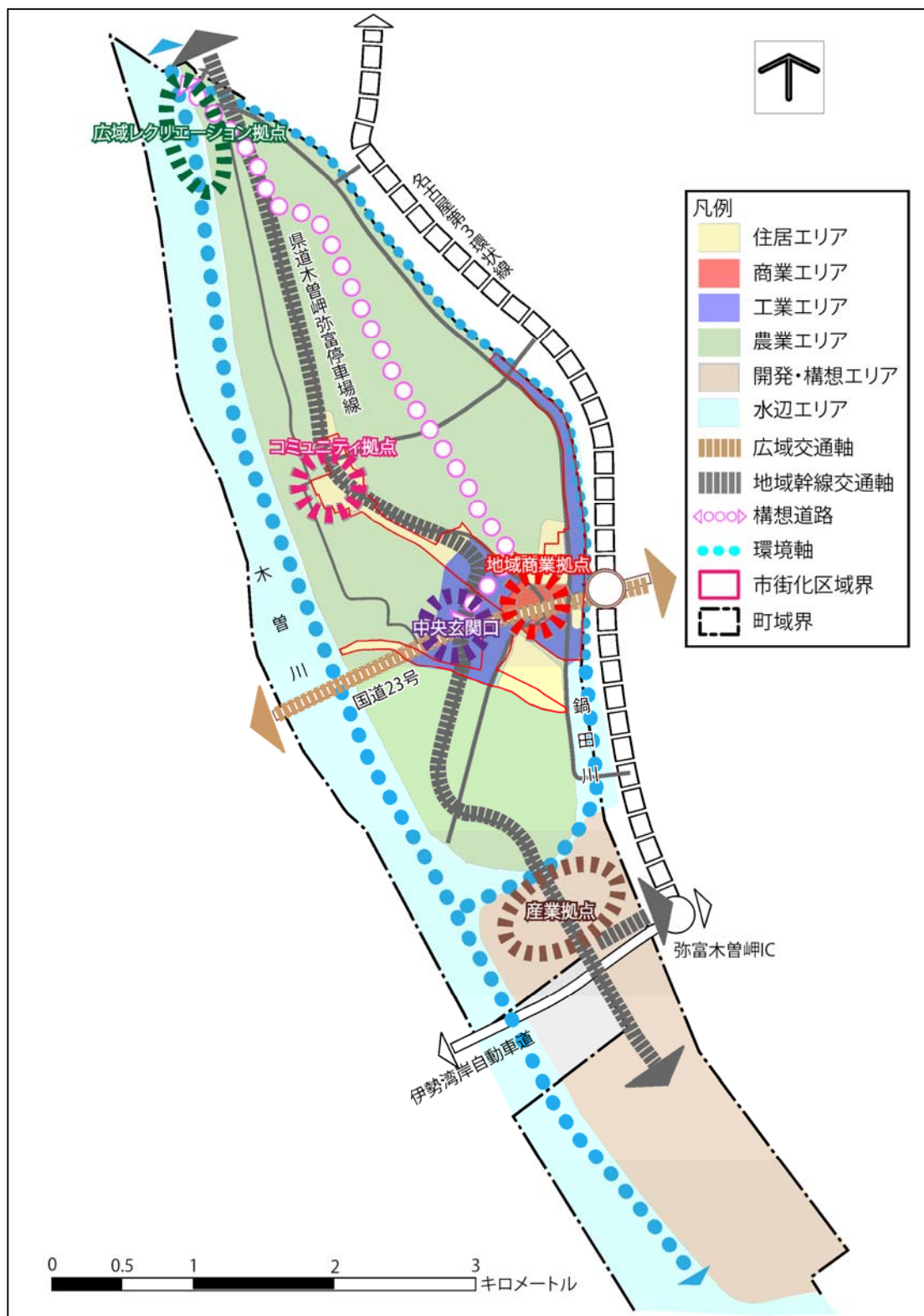
- ◆河川の水質浄化と環境整備の推進
- ◆木曽川、鍋田川、中央幹線等の親水・親緑化による水と緑に親しむまちづくりの促進
- ◆町民の身近な憩いの場としての公園・広場等の整備・充実
- ◆コンパクトな市街地と調和した農業環境の保全と農業の振興

景観

- ◆豊かな田園地域の自然と輪中の風土景観の保全と継承
- ◆桜並木などの良好な景観を保全し、魅力的な環境の形成

③ 将来都市像

本町の将来都市構造を「エリア」、「軸」、「拠点」で表現し、各々の持つ役割を他分野の施策と連携を図りながら充実させ、まちづくりの目標に掲げた『安全・安心な暮らしを守り きずなを深め 活力ある都市と豊かな自然が共生するまち』の実現を目指します。



■将来都市構造図

エリア

住居エリア

既成市街地内の住宅団地の保全や未利用の住宅地の再整備と活用を図るとともに、既存住宅地と連坦する地区において、新たに住宅地の確保を図ります。また、小規模な公園の充実や、空き家・空き地の管理を進め、良好な居住環境を形成します。

商業エリア

国道 23 号と県道木曾岬弥富停車場線の交差点周辺において、既存の商業集積を活用しつつ魅力的な商業地の形成を図ります。

工業エリア

国道 23 号沿道や鍋田川沿岸等における既存工業地の再生と未利用地への工業立地を促進するとともに、その周辺地区に工業エリアの拡大を図ります。

農業エリア

無秩序な農地転用を抑制し、農業環境の維持保全を図るとともに、現在の既存の住宅地と連なる地区においては、新たな住宅地の整備を検討します。

開発・構想エリア

伊勢湾岸自動車道北側は、将来的には工業系を主体とした産業機能を誘導し、都市的土地利用を図ります。また、伊勢湾岸自動車道南側では、新エネルギーランドとしてメガソーラー事業を推進します。さらに以南のエリアについては、将来的な都市的土地利用を見据え、新たな産業活動の場として活用を図り、エリア一体が本町の活力を牽引する整備を推進します。

水辺エリア

木曾川及び鍋田川等の水域は、防災機能の強化に努めるとともに、水質の浄化及び自然豊かな水辺空間の保全と親水空間の整備に努めます。

拠点



コミュニティ拠点

コミュニティ及び防災の中心地として、複合型施設を中心に行政サービス機能の充実と防災機能のさらなる強化に努めるとともに、町民のコミュニティの拠点となるよう賑わい創出を図っていきます。



地域商業拠点

町民の身近な買い物拠点として、既存の商業機能を活かし、商業及びサービス機能の充実を図ります。また、商業施設を誘致し、魅力ある商業集積を図ります。



広域レクリエーション拠点

広域的なレクリエーションの交流拠点として、グルービーパーク木曾川の維持・保全を図ります。



中央玄関口

本町中心部の国道 23 号と県道木曾岬弥富停車場線バイパスの交差点部に、玄関口にふさわしい市街地環境を形成します。また、木曾岬干拓地の拠点化を見据え、交通の結節点として人々が交流する場の形成を図ります。



産業拠点

木曾岬干拓地の伊勢湾岸自動車道北側は、広域交通へのアクセス利便性を活かし、将来的には工業系を主体とした産業機能の誘導を行います。

軸



広域交通軸（交通軸）

国道 23 号は、本町を東西に横断し、桑名市と弥富市を連絡する広域幹線道路であることから、広域交通軸として位置づけます。



地域幹線交通軸（交通軸）

県道木曾岬弥富停車場線及びバイパスは、本町を南北に縦断し、各拠点を連絡する地域幹線道路であることから地域幹線交通軸として位置づけます。



環境軸

本町を取り巻く木曾川河口の雄大な水辺と鍋田川の親しみやすい水辺を環状の軸として、景観や水辺空間の保全を図ります。

④ 土地利用

① コンパクトな市街地の形成

農業や自然環境と調整を図りながら、住宅地、商業地、工業地等を確保しつつ、コンパクトな市街地の形成を図ります。

② 防災機能の強化

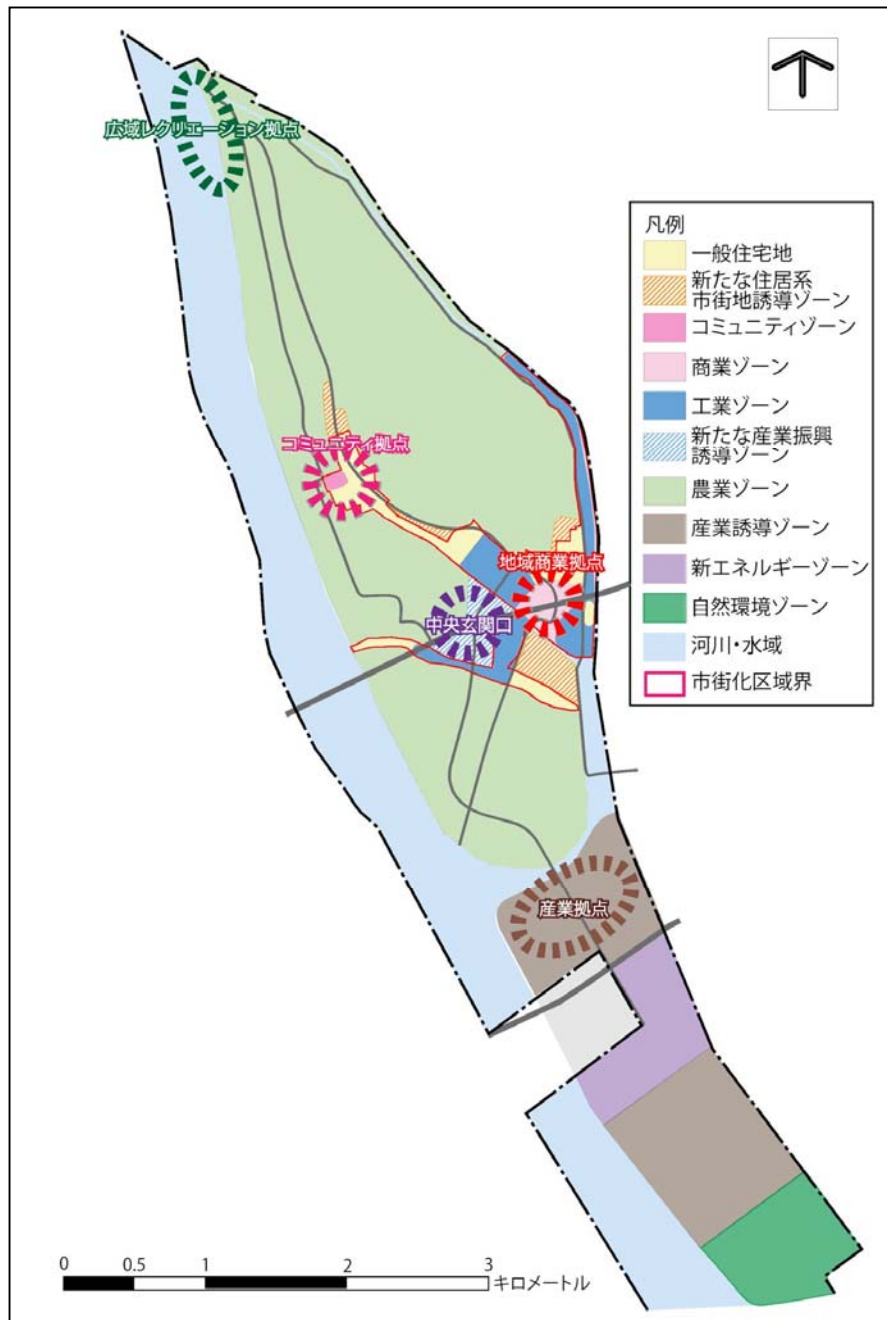
木曽川、鍋田川、伊勢湾に囲まれた輪中の町であることから、高潮対策や地震津波対策を強化するとともに、市街地や集落地に避難拠点や避難路の整備・充実を図ります。

③ 豊かな農地の保全と振興

木曽川や鍋田川に囲まれた輪中地帯の豊かな農業地域として発展してきた歴史と環境を受け継ぎ、農業の維持・発展を図るために、都市的土地利用との調整を図りながら、今後も豊かな農地の保全を図ります。

④ 木曽岬干拓地の都市的土地利用の促進

木曽岬干拓地は、関係機関と検討を進め、自然環境や生態系に配慮しつつ都市的土地利用を促進していきます。



■土地利用方針図

一般住宅地

国道 23 号沿道の市街化区域においてコンパクトで拠点的な市街地の形成を図ります。また、良好な市街地の形成に向け、用途地域の見直しや地区計画の導入などにより、住工混在の解消や快適で安全な居住環境の形成を図ります。

新たな住居系市街地誘導ゾーン

これまでに開発された住宅団地などは、今後も低層住宅地として良好な環境の維持に努めるとともに、既存の住宅地と連なる地区において地域内外の交流による活性化に向けて、新たな住宅地の整備を検討します。

コミュニティゾーン

町役場を中心に小学校、郵便局等の公共公益施設が集積する地区に、本町のコミュニティの中心地となるコミュニティサービスや行政サービス施設の誘導・充実を図ります。また、庁舎機能と合せて、防災、子育て・生涯教育機能等を兼ね備えた複合型施設の利活用を促進します。

商業ゾーン

既存の商業機能の集積する国道 23 号と県道木曽岬弥富停車場線交差部周辺に、町民生活の利便性向上及び地域経済の活性化に向けた商業地の配置・誘導を図ります。

工業ゾーン

鍋田川右岸及び国道 23 号と県道木曽岬弥富停車場線バイパス交差部周辺の既存工業地の維持・振興に努めるとともに、残存する工業用地の活用に向けた企業誘致を図ります。

新たな産業振興誘導ゾーン

立地ポテンシャルを活かし、本町中心部に新たな交流・産業地を配置し、活力ある市街地の形成を図ります。

農業ゾーン

開発規制と開発指導により無秩序な開発を抑制しつつ、現行の優良な農業地は今後とも保全していくとともに、地域の実情に応じて農業集落地や住宅地の維持・保全を図ります。

産業誘導ゾーン（北側）

伊勢湾岸自動車道北側においては、建設発生土ストックヤード及びわんぱく原っぱとして活用されている現状を鑑み、安全性や交通利便性といった本ゾーンが有するポテンシャルの有効活用に向け、工業系を主体とした都市的土地利用を関係機関とともに検討していきます。

産業誘導ゾーン（南側）

新エネルギーゾーン南側については、将来的には産業活動の場としての活用を見据え、段階的な都市的土地利用を促進します。なお、これらの整備にあたっては、自然環境や生態系に配慮します。

新エネルギーゾーン

メガソーラー事業を契機として、再生可能エネルギー等の環境に配慮した産業機能としての維持・活用を図ります。

自然環境ゾーン

木曽岬干拓地の最南端の地域は、自然が感じられる空間として、自然環境を保全していきます。

河川・水域

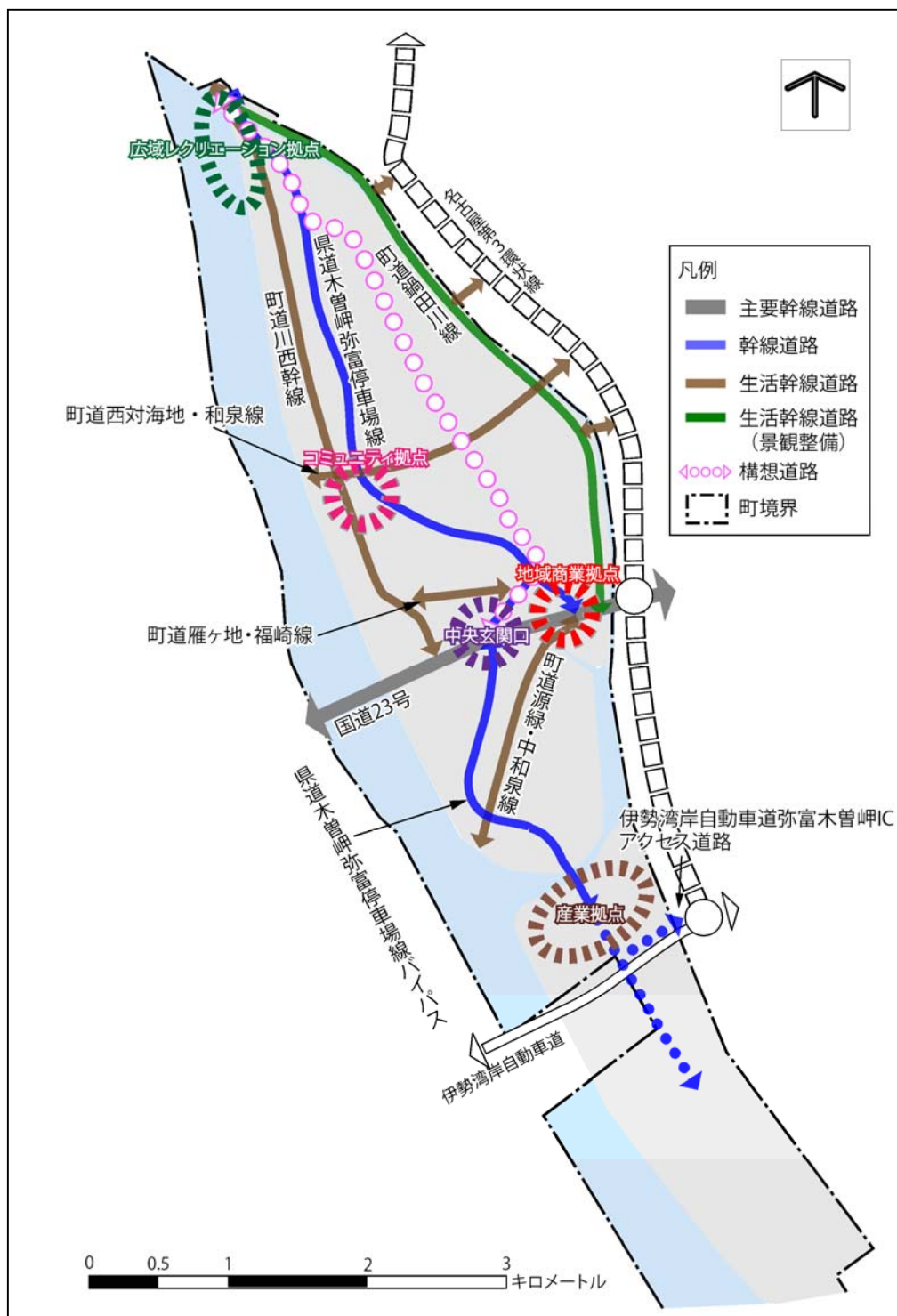
木曽川及び鍋田川等の水域は、防災機能の強化に努めるとともに、水質の浄化及び自然豊かな水辺空間の保全と親水施設の整備に努めます。

⑤ 交通体系

本町の骨格をなす県道木曽岬弥富停車場線をはじめ、地域の生活を支える生活幹線道路の整備・充実を図り、コミュニティ拠点、地域商業拠点、中央玄関口、広域レクリエーション拠点等の拠点や工業地、あるいは主要な集落地等を相互に結ぶ幹線道路ネットワークの形成を図ります。

これらの幹線道路ネットワークは、歩行者の利用の安全性を高めるため、歩道の整備や狭小部の解消等を図ります。

また、通勤通学や高齢化社会の中で重要な交通手段となっている自主運行バスは更なる充実や町民と一体となった利用促進を図ります。



■道路網整備方針図

■ 主要幹線道路

愛知県豊橋市から三重県伊勢市へ至る国道 23 号は、本町のほぼ中央部を東西に横断していますが、県道木曽岬弥富停車場線及び同バイパスとの接続を維持します。

また、沿道の都市づくりに合わせて、沿道環境の快適性を維持します。

■ 幹線道路

○県道木曽岬弥富停車場線及びバイパス

本町の中心を南北に縦断する幹線道路として、県道木曽岬弥富停車場線は、適切な維持管理を図るとともに、県道木曽岬弥富停車場線バイパスは、国道 23 号以北の未整備区間の解消に向け整備を推進します。

○伊勢湾岸自動車道弥富木曽岬 IC へのアクセス道路

木曽岬干拓地のアクセス利便性を高めるために、木曽岬干拓地の事業進捗を踏まえ、広域道路ネットワークに資する県道木曽岬弥富停車場線バイパスから伊勢湾岸自動車道弥富木曽岬 IC へのアクセス道路の整備については、愛知県及び隣接市と十分に調整を図りながら、整備の実現に向け三重県に対して働きかけを行います。

■ 生活幹線道路

○町道源緑・中和泉線

町道源緑・中和泉線（旧県道木曽岬弥富停車場線の国道 23 号以南）は、南部地域の南北軸となる生活道路として、維持・改良を図ります。

○町道鍋田川線

地域の東側の南北軸となる生活幹線道路として、適正な維持管理に努めます。また、良好な沿道景観の維持のため、適切に桜並木の保全を図ります。

○町道川西幹線

西側の南北軸となる生活幹線道路として、適正な維持管理に努めます。

○町道西対海地・和泉線

町北部の東西軸となる生活幹線道路として、適正な維持管理に努めます。

○町道雁ヶ地・福崎線

県道木曽岬停車場線と町道川西幹線を結ぶ東西軸となる生活幹線道路として、着実な整備を進め、供用開始後は適切な維持管理に努めます。

◀○○○▶ 構想道路

南北連携の強化のため、整備の実現に向け、三重県に対して働きかけを行います。

⑥ 市街地整備

① コンパクトな市街地の形成

優良な農業地域を形成してきた本町の歴史や環境を踏まえ、計画的な土地利用誘導による農業環境や自然環境と調和を図ったコンパクトな市街地の形成を図ります。

② 良好な市街地の形成

住宅団地開発で整備された低層住宅地での緑化の促進等による居住環境の向上を図るとともに、住宅団地開発以外で形成されてきた既存住宅市街地内では、住工混在等が見受けられることから、用途混在の解消等により、快適で安全な居住環境の形成を図ります。

また、新たに拡大を図る住居系及び工業系市街地については、計画的な市街地の形成を図ります。

⑦ 公園緑地

① 身近な公園等の維持・管理

身近な公園や桜並木、親緑空間等について、住民と行政が一体となって維持・管理を進めます。

② 水辺空間の管理と活用

弘法池、中央幹線排水路沿線の遊歩道などの親水空間の整備と適正な管理を行うとともに、グルービーパーク木曽川は広域的なレクリエーション拠点として適正な管理及び利用促進を図ります。

③ 緑化の推進

公共施設において率先して緑化を進めるとともに、住宅や事業所における生垣づくりや、壁面等の緑化など、民有地での積極的な緑化を促進します。

⑧ 景観環境

① うるおいある景観づくりの推進

市街地では、住宅地・商業地・工業地のそれぞれの境界部分で、緑化や建物や壁・屋上等の緑化の推進により緑の多い空間の確保を図ります。

農業ゾーンでは、樹木等の保全を図るとともに水田景観と調和する景観の形成の誘導を図ります。また、鍋田川や中央幹線排水路の水質浄化、身近に水と緑を感じられる親水空間を確保、美しい農業景観などの保全と継承を図ります。

② 環境美化の促進

広域におけるごみ処理施設の適切な維持・管理を図るとともに、町内における資源ごみの中間処理施設の整備検討を行います。また、地域における清掃活動など、環境美化活動を推進します。

⑨ その他都市施設

(1) 上・下水道

《上水道》

安全な水の安定的な供給を図ります。また、地震災害等に対応して、配水タンクの維持管理、老朽配水管の更新を図るとともに、主要管路の耐震化、耐震性貯水槽や配水タンク等の維持管理等を推進します。

《下水道》

処理場や管路など下水道施設の耐震補強工事、長寿命化工事の実施等の予防保全的な維持管理を進め、施設の延命化を図ります。

(2) 公共施設

町役場を核とした複合型施設は、行政、教育・文化、子育て、福祉、防災の機能と避難所を兼ね合わせた中心施設として、利活用を促進し、町民のコミュニティの拠点とします。なお、施設の整備や維持管理にあたっては、公共施設等総合管理計画と整合を図り進めます。

⑩ 防災

① 防災基盤の整備

《堤防・排水機場等の整備》

輪中堤防の耐震補強などの堤防の液状化対策や排水機場の補修・更新、排水路の整備・更新を推進します。また、道路・橋梁、上下水道等の耐震化等を図るとともに、高潮や津波被害を防止するため、水防機能の強化及び湛水防除事業の推進等を図ります。

《防災拠点・避難路の整備》

防災拠点機能を備えた庁舎等の複合型公共施設の利活用を促進します。また、防災機能の強化に向け、河川防災ステーションの整備促進を図るとともに、ステーション内への水防センターを整備します。さらに、地震による津波被害に対応するため津波避難タワーの整備を推進するとともに、一時避難場所の機能強化、公共施設の防災拠点としての強化、防災備蓄の充実を図ります。

② 防災体制の強化等

東海・東南海・南海地震に備えるために、国・県の動向を踏まえて、実効性の高い地域防災計画の策定とその推進を図ります。また、地域における消防力の強化や消防救急体制の強化、自主防災組織の創設、家庭における災害への備えの促進等を促します。

IV 地域別構想

① 北部地域

北部地域のまちづくりの理念

～町の核となる市街地と田園が融合した、安全・安心・快適な暮らしのまちの創造～

- 目標1：安全・安心・快適に暮らせるまちづくり
- 目標2：広域交通のポテンシャルを活かした活力あるまちづくり
- 目標3：水と緑と田園が織りなす自然豊かなまちづくり

■ 北部地域のまちづくり方針図



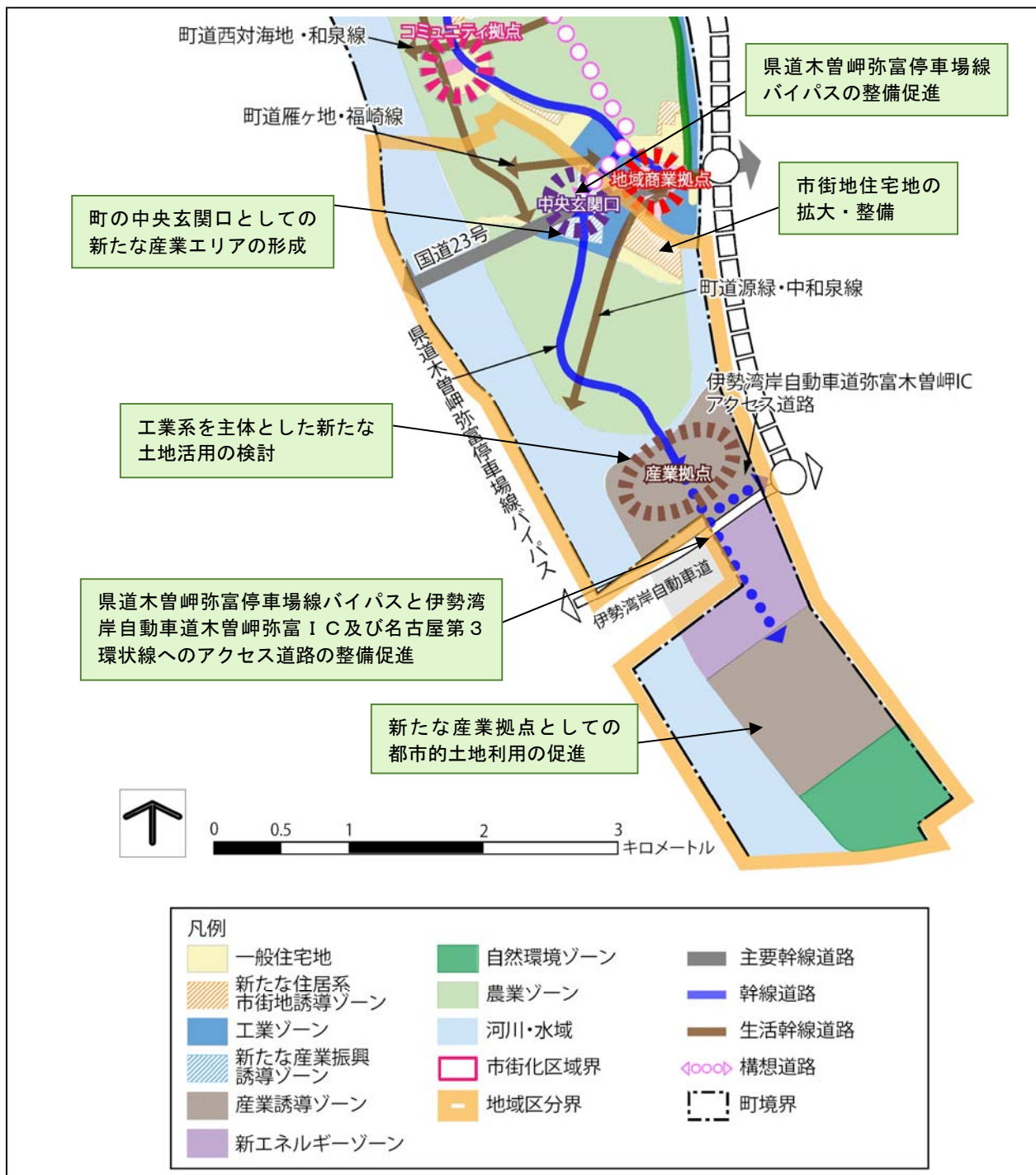
② 南部地域

南部地域のまちづくりの理念

～木曽岬干拓地と広域交通を活かした活力と交流のあるまちの創造～

- 目標１：木曽岬干拓地を活かした活力のあるまちづくり
- 目標２：広域交通のポテンシャルを活かした交流のまちづくり
- 目標３：安全・安心で潤いを感じられるまちづくり

■南部地域のまちづくり方針図

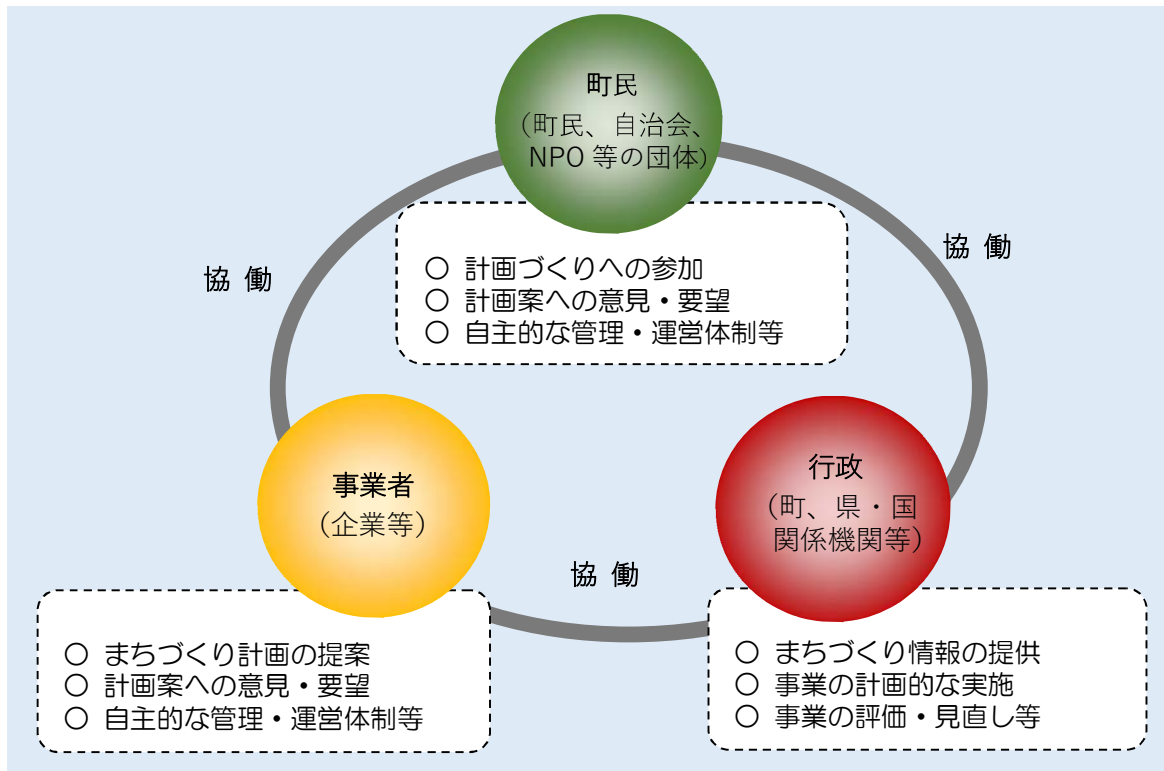


V 推進方策の検討

① 協働によるまちづくりの推進体制

町全体の将来像や地域ごとの将来像を実現していくためには、町民、団体（自治会、NPO等）、事業者（企業）及び行政がまちづくりの将来像や目標を共有し、適切な役割分担のもとに、密接に連携した協働のまちづくりを進めていくことが重要となります。このため、まちづくりに関する情報の提供や自主的なまちづくり活動への支援、住民参加の推進などに取り組みます。

また、広域的な交通網や施設の適正配置など、広域的なまちづくりや本町所管外のまちづくりを推進していくにあたっては、国や県など、関係機関等との連携・調整を図っていきます。



② 各事業等の進行管理・評価

事業の評価は、第5次総合計画の計画期間である平成35年度を目途に、町の財政状況を勘案しつつ、各事業の実施や継続に関して、必要性・緊急性・整備効果等を総合的に評価します。また、地域ごとの将来像やまちづくりのテーマの実現に向けて、短期あるいは中長期に渡って時間をかけて実施するものなど、事業優先度も勘案し段階的に進めていきます。

また、計画の進行管理については、定期的に情報公開を行うなど、行政・町民が協働で行う体制づくりを検討します。



木曽岬町都市計画マスタープラン
平成 29 年3月

発 行：木曽岬町 総務政策課
〒498-8503 三重県桑名郡木曽岬町大字西対海地 251 番地
電 話：0567-68-6100
H P：http://www.town.kisosaki.lg.jp/



木 曾 岬 町